

生活介護

番	項目(県条例)	内容
1	内容及び手続の説明及び同意(第10条第1項)	重要事項を記した文書に下記の項目を追記してください。 ・従業者の職務内容 ・営業日及び営業時間 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・苦情解決の窓口(市町村、運営適正化委員会) ・提供するサービスの第三者評価の実施状況 ・協力医療機関
2	サービスの提供の記録(第20条第2項)	生活介護サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項について、利用者の確認を得たことがわかるようにしてください。
3	介護給付費の額に係る通知等(第24条第1項)	市町村から法定代理受領により介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者が受けたサービス内容と、事業者が請求した内容が一致しているかどうかの確認を行うことができる仕組みが必要であることから、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額について、額の内訳も含めて通知してください。
4	業務継続計画の策定等(第34条の2第2項)	感染症及び非常災害の発生時における業務継続計画に基づく研修及び訓練について、それぞれ年1回以上実施すること。
5	身体拘束等の禁止(第36条の2第4項)	身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じること。 (1)身体拘束等の適正化のための委員会の開催(年1回以上) (2)身体拘束等の適正化のための研修の実施(年1回以上)
6	情報の提供等(条例第38条第1項)	障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)において、経営情報(令和6年度及び令和7年度決算情報)を速やかに報告すること。 ※経営情報の更新は、毎会計年度終了後3か月以内に行うこと。令和7年度に報告を求めている経営情報(令和6年度決算情報)について、令和8年3月末までに報告をしなかった場合は、県等が報告するよう指導してもなお報告を行わない場合、未報告の時点(令和8年4月1日)に遡って、情報公表未報告減算の対象となることに留意すること。[障害福祉サービス等情報公表制度に関するQ&A VOL.1(令和8年2月10日)]
7	虐待の防止(第41条の2第1項)	虐待の発生を防止するため、以下の措置を講じること。 (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催(年1回以上) (2)虐待の防止のための研修の実施(年1回以上)
8	生活介護計画の作成等(第61条第6項)	生活介護計画の作成にあたっては、当該計画の作成に係る会議(個別支援会議)を開催し、利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、当該計画の原案について意見を求めてください。
9	生活介護計画の作成等(第61条第7項)	生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得たことがわかるようにしてください。
10	勤務体制の確保等(第71条第1項)	月ごとの勤務(予定・実績)表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、職種の別等を明確にしてください。
11	勤務体制の確保等(第71条第4項)	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。また、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。
12	定員の遵守(第72条第1項)	利用定員を超えてサービス提供を行っている日が見受けられたことから、今後は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除いて利用定員を超えないようにすること。
13	非常災害対策(第73条第1項)	非常災害に関する具体的計画に風水害及び地震を考慮した内容を追加し充実させてください。

生活介護

番	項目(県条例)	内容
14	運営規程(第92条第1項)	運営規程に、通常の事業の実施地域を追記するとともに、運営規程の変更届を提出してください。
15	衛生管理等(第93条第2項)	感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のため、以下の措置を講じること。 (1)感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(おおむね3か月に1回以上) (2)感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための研修及び訓練の実施(それぞれ年2回以上)
16	掲示(第95条第1項及び第2項)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。(重要事項を記した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることも可。)
17	福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)の算定にあたっては、生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が100分の35以上である場合に算定できるが、割合を満たしていない月が見受けられたため、自主点検のうえ、要件を満たしていない月について当該加算を返還すること。
18	重度障害者支援加算	重度障害者支援加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定にあたっては、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が、原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、3ヶ月に1回程度の頻度で支援計画シート等を見直さなければならないが、見直しが行われていないものが見受けられたため、自主点検のうえ、要件を満たさないものについて当該加算を返還すること。
19	欠席時対応加算	欠席時対応加算の算定にあたっては、当該加算が、急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に、電話等により利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともにその内容を記録した場合に算定できるものであることから、その内容が明らかになるようにしてください。
20	食事提供体制加算	食事提供体制加算の算定にあたっては、当該加算が、食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録した場合に算定できるものであることから、その内容について明らかにしてください。